

熊本都市圏鉄道ネットワーク強化調査検討業務委託 公募型プロポーザル（再募集）実施要領

本要領は、熊本都市圏鉄道ネットワーク強化調査検討業務委託の委託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

JR豊肥本線（以下「豊肥線」という。）は熊本県と大分県を結ぶ単線のJR在来線であり、本県内の熊本駅～肥後大津駅間（電化区間）は従来から通勤通学時間帯を中心とした混雑が常態化しており、混雑率は首都圏並みとなっている。

本県では近年、半導体関連産業の集積とそれに伴う住宅地等の開発がこれまでにない規模・スピードで進んでおり、熊本市中心部に加え、企業集積が進むセミコンテクノパーク周辺では慢性的な交通渋滞が更に悪化しており、渋滞解消が急務であることから、道路整備や公共交通の利便性向上による利用転換などの対策が進められている。

一方で、豊肥線の利用者数も増加傾向にあり、特にセミコンテクノパークに最も近く通勤バスとの結節点である原水駅は、令和5年度の利用者数が前年度比33%増加し、九州で3番目の増加率となった。また、三里木駅～原水駅間の新駅設置や新駅～原水駅間の土地区画整理事業、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備等により、今後の豊肥線の利用者が更に増加していくことは確実である。

このことから、豊肥線の利便性を向上させるためには輸送力強化は必須であり、今後JR九州との協議を加速させるため、豊肥線の現状や課題を分析し、熊本都市圏の重要な交通ネットワークとしての将来像を描くことを目的とする。

2 業務内容

別紙「熊本都市圏鉄道ネットワーク強化調査検討業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

3 契約期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月27日（金）まで

4 委託料の上限

20,000千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

なお、提示額は提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示額とは必ずしも一致しない。

5 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。なお、共同企業体として本プロポーザルに参加する場合は、すべての構成員について同様とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けている者。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けている者。
 - ウ 国または地方公共団体による指名停止処分の期間中である者。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

6 選定方法

企画提案による公募型プロポーザル方式とする。応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託候補者として選定する。

7 質問書

本プロポーザルに参加を希望する者からの質問を次のとおり受け付ける。
なお、質問は提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

(1) 提出書類

質問書（様式2）

(2) 提出方法

質問書を、本文書末尾記載の電子メールアドレス宛てに電子メールにて提出すること。

なお、電話又は口頭のみでの質問は受け付けない。

(3) 提出期限

令和7年（2025年）5月27日（火）17時

(4) 質問への回答

質問に対する回答は、電子メールで行う。なお、回答内容は、必要に応じて熊本県のホームページに掲載する場合がある。その際、質問者名は公表しない。

8 参加申込み

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）1部

イ 会社概要（会社概要の分かるパンフレット等）1部

ウ 登記事項証明書 1部

法務局が提出日の3か月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。

エ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し 1部

オ 納税証明書（原本、3か月以内に発行されたもの）1部

（ア）消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

（イ）県税に未納がないことの証明書

熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局、県自動車税事務所のいずれかで発行する「熊本県税（全般）について未納税額はありません。」の証明書。

熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人都民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

力 委任状 1部

本店の代表者から支店、営業所等の代表者への契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

(補足1) 令和7年度（2025年度）熊本県の入札参加資格を有している者は、上記ウからカまでの書類を省略することができる。

(補足2) 共同企業体の場合は、参加申込書（様式1）の提出は代表となる構成員が担うものとし、会社概要に共同企業体である旨及びその構成員を記載すること。代表構成員以外の構成員の上記ウからカまでの書類については、(補足1)の扱いに準じることとする。

(2) 提出先

本文書末尾記載の提出先

(3) 提出期限

令和7年（2025年）5月27日（火）17時必着

※持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

9 企画提案書の提出

プロポーザルの参加申込者は、企画提案書とその他の必要書類（以下、「企画提案書等」という。）を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式3）

イ 企画提案書（任意様式（原則A4、縦横不問））

ウ 参考見積書・経費内訳書（任意様式）

エ 事業者の取組に関する申出書（様式4）

※必要な書類を添付すること。

※「10 審査の実施」記載の「(9)事業者の取組」に該当がない場合は提出不要。

(2) 企画提案内容

仕様書及び「6 選定方法」を踏まえた上で、業務内容に関する企画内容を記載した企画提案書を作成すること。

ア 実施内容

イ 全体スケジュール

具体的な作業項目とそのスケジュール案を示すこと。

ウ 実施体制

責任者、分野別のスタッフ、県との窓口役などの体制（人数等）を示すこと。

エ 類似業務の実績

概ね直近3年間の類似業務の受託実績のうち、代表的なものを示すこと。

(3) 提出先

本文書末尾記載の提出先

(4) 提出部数

正本1部とその写し5部 計6部

※企画提案書はクリップ留めすること（ファイリング不要）。

(5) 提出期限

令和7年(2025年)6月4日(水)17時必着

※持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

10 審査の実施

(1) プレゼンテーション日時及び場所

日時：令和7年(2025年)6月6日(金)

場所：熊本県庁内会議室

内容：提出された企画提案書等を使用し、内容の説明（30分以内を予定）及び質疑応答を行う。

※詳細については、後日個別に連絡する。

(2) 審査項目と選定方法

企画提案及び参加者からのプレゼンテーション内容について、以下の審査項目に基づく審査を行い、最も評価が高かった者を委託候補者として選定する。なお、企画を採用するうえで必要な基準点は、全ての審査員の評点について60点とする。

企画提案参加者が1者の場合は、全ての審査員が評点を60点以上と評価した場合に当該参加者を委託候補者とする。

【審査基準】

項目	審査の視点・ポイント	配点
(1)業務目的及び内容の理解	・提案内容は、仕様書の目的を理解したものとなっているか ・業務目的及び内容に関する理解・知識が十分にあるか	5
(2)現状分析	・現状や課題の分析・整理方法が具体的に示され、適切なものとなっているか	20
(3)将来像の検討・作成	・熊本県の特性や情勢を踏まえた、実現性が高い提案となっているか ・提案者のノウハウや独自の知識・経験を活かした創意工夫がみられるか	30
(4)輸送力強化の実施内容整理	・検討内容や整理方法が具体的に示され、有効なものとなっているか	10
(5)投資・経済波及効果の算出	・算出方法や算出結果の活用方法の提案は具体的かつ効果的なものとなっているか	10
(6)協議会運営支援	・協議会を効率的に運営するための具体的かつ効果的な提案となっているか	5
(7)実施体制・計画	・実効性があり、かつスピード感を持ったスケジュールが提案されているか ・本業務を実施することができる業務実施体制であるか	10

(8)実績・費用	・業務実績が十分であり、高い業務遂行能力及び確実な業務実施が見込まれるか ・提示された見積額は、提案内容に対して適切なものであり、経費内訳は適正か	10
(9)事業者の取組 (公告日現在)	・熊本県ブライ特企業の認定を受けているか	2
	・障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか	1
	・省エネルギー、エネルギー・シフト等を推進するため、申出書記載の取組を1以上実施しているか。	1
	・熊本県 SDGs登録制度に登録しているか	1
合 計		105

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、採用、不採用にかかわらず、後日書面で通知する。

11 スケジュール

募集開始	令和7年(2025年)5月19日(月)
質問書・参加申込書提出期限	5月27日(火) 17時必着
企画提案書提出期限	6月 4日(水) 17時必着
プレゼンテーション	6月 6日(金)
審査結果通知	6月 9日(月) 以降

12 契約

- (1) 委託候補者と企画提案書に基づき協議を行い、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。
- (2) 契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。ただし、同規則第78条に該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

13 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類等に関する事項
 - ①参加申込書等及び企画提案書等の作成並びに提出に係る費用は、参加者の負担とする。
 - ②提出された参加申込書等及び企画提案書等は、添付書類も含め参加者に返却しないものとする。
 - ③提出された参加申込書等及び企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。

- ④参加申込書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加申込書等及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- ⑤参加申込手続きを行った後、都合により企画提案の参加を辞退することになった場合は、辞退届（様式5）を提出すること。
- (3) 参加者が1者のみであった場合でも、本プロポーザルでの選定は実施する。
- (4) 委託候補者の決定後、契約締結までの間に、当該候補者が「5 参加資格要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

14 提出先・お問合せ先

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1
熊本県企画振興部交通政策・統計局空港アクセス鉄道整備推進課
担当 日野、松本
電話 096-333-2169（直通）
メール kukoaku@pref.kumamoto.lg.jp